



A社様

自己都合で辞めた社員を再雇用する場合に注意すべき次の点について教えてください。

- ①最低賃金での期間雇用（2ヶ月更新）を提案予定ですが、雇用契約書の内容で注意すべき点について
- ②雇用契約書のひな型をご提供いただきたい

②について、まずは有期雇用契約書のひな型を添付します。

①について、添付で差し上げた有期雇用契約書のひな型にある、有期雇用の場合、「更新する場合がある」に○を付けていただき、更新にあたっては、面談して期間内の働きぶりに対する評価と、各判断要素に従って、その理由を面談して説明することが必要です。

この観点からすると、2ヶ月雇用では期間がやや短いので、3ヶ月が妥当かと思えます。なお、雇用契約締結に当たっては、「5年を超えて更新することはない」との特約を設けておくとうよろしいかと思えます。

回答した弁護士

企業法務部
弁護士 片岡 邦弘



今回は、雇用契約を締結する際の注意すべき点についてご相談を受け、まずは、雇用契約書のひな型をご提供したうえで、取るべき具体的な行動についてご回答をさせていただきました。

顧問チャットは、ネット環境さえあれば、いつでも、どこでもやり取り可能なツールです。チャットワークの活用により、顧問弁護士をより身近に感じていただき、弊所のサービスが皆様のビジネスの加速に貢献できましたら幸いです。

顧問先様の声 顧問チャットをご活用くださっている顧問先様から、サービスへのご意見をいただきました。

スピード感が圧倒的に早い!!

外出先でも回答をいち早くどこでも見ることができる

誰宛てと考えずに、質問がどんどん
出来るうえ、FAX・メール・
アポ取りといった煩雑さが一切無い

